

# 特定教育・保育施設（新制度幼稚園）

## 確認監査調書

（凡例） 以下の関係法令等を略称して次のように表記する。

番号	関係法令等	略称
1	子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）	法
2	姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月3日姫路市条例第44号）	市確認条例
3	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号）	留意事項通知

特定教育・保育施設（新制度幼稚園）確認監査調書

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第1 一般原則	(1) 特定教育・保育施設は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっているか。	市確認条例第3条第1項	全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっていない。	C
	(2) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めなければならない。	小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めているか。	市確認条例第3条第2項	小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めていない。	B
	(3) 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、各保育等関係者との密接な連携に努めているか。	市確認条例第3条第3項	地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、各保育等関係者との密接な連携に努めていない。	B
	(4) 特定教育・保育施設は、自らが特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもに対する特定教育・保育の提供時の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、当該小学校就学前子どもが安全に安心して特定教育・保育を受けることができるようにしなければならない。	特定教育・保育の提供時の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、子どもが安全に安心して特定教育・保育を受けることができるようにしているか。	市確認条例第3条第4項	特定教育・保育の提供時の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、子どもが安全に安心して特定教育・保育を受けることができるようにしていない。	C
	(5) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を行う等の措置を講じなければならない。	人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。	市確認条例第3条第5項	人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置を講じていない。  人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置が不十分である。	C  B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	(6) 特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者は、姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。	管理者は、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないか。	市確認条例第3条第6項	管理者は、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者である。	C
	(7) 特定教育・保育施設等は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない	運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けていないか。	市確認条例第3条第7項	運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けている。	C
第2 利用定員に関する基準	(1) 施設の区分に応じた、区分ごとの利用定員になっていなければならない。  ・ 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども(以下「1号認定子ども」)の区分	利用定員の遵守をしているか。	市確認条例第4条第2項	区分ごとの利用定員になっていない。	C
第3 運営に関する基準 1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対し、①運営規程の概要 ②職員の勤務体制 ③利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供開始について利用申込者の同意を得なければならない。	重要事項説明書等を交付し説明を行い、同意を得ているか。	市確認条例第5条第1項	重要事項等を交付し説明を行い、同意を得ていない。  重要事項等の交付や、利用申込者の同意の取得が不十分である。	C  B
	(2) 利用申込者から申出があった場合、(1)の文書に変えて、利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、電磁的方法により提供することができる。	利用申込者から申出があった場合、重要事項を電磁的方法により提供しているか。	市確認条例第5条第2項	申出があったにも関わらず電磁的方法により提供していない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>(3) 電磁的方法により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>ア. 電磁的方法のうち施設が使用するもの イ. ファイルへの記録の方式</p>	電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。	市確認条例第5条第5項	電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。	C
	(4) (3)の承諾を得た特定教育・保育施設は、利用申込者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった時は、利用申込者に対し、再び(3)の承諾をした場合を除き、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によりしてはならない。	(3)の承諾をした場合を除き、重要事項の提供を電磁的方法により行っていないか。	市確認条例第5条第6項	(3)の承諾をした場合を除き、重要事項の提供を電磁的方法により行っていない。	C
2 応諾義務 (正当の理由のない提供拒否の禁止)	(1) 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んではならない。	理由のない提供拒否をしていないか。	法33条第1項 市確認条例第6条	正当な理由がないにも関わらず支給認定保護者の利用の申込みを拒否している。	C
3 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	(1) 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。)は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している1号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(以下「選考方法」)により選考しなければならない。	1号認定こどもの利用定員を超える場合は公正な方法により選定を行っているか。	法33条第2項 市確認条例第6条第2項	基準に基づく選考その他公正な方法による選考を行っていない。  選考方法が不十分である。	C  B
	(2) 選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で選考しなければならない。	選考方法を明示した上で選考を行っているか。	法33条第2項 市確認条例第6条第4項	選考方法をあらかじめ明示した上で選考していない。  明示方法が不十分である。	C  B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
4 市が行うあっせんへの協力	(1) 特定教育・保育施設は、施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	あっせん・要請に対し協力しているか。	法33条第2項 市確認条例第7条第1項	あっせん及び要請に対し、協力ができていない。	C
5 教育・保育提供困難時の対応	(1) 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	提供が困難な場合、適切な措置を速やかに講じているか。	市確認条例第6条第5項	提供が困難な場合に、他の施設や事業を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じていない。  措置が不十分である。	C  B
6 受給資格等の確認	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめなければならない。	受給資格等の確認を行っているか。	市確認条例第8条	受給資格等を確認していない。  受給資格等の確認が不十分である。	C  B
7 支給認定申請の援助	(1) 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	支給認定申請に対する援助を行っているか。	市確認条例第9条	速やかに申請が行われるよう援助をしていない。  援助が不十分である。	C  B
	(2) 特定教育・保育施設は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	原則有効期間満了日の30日前までに変更の認定申請が行われるよう援助しているか。	市確認条例第9条第2項	原則有効期間満了日の30日前までに変更の認定申請が行われるよう援助していない。  援助が不十分である。	C  B
8 施設型給付等の額の通知	(1) 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しているか。	施設型給付費の額を通知しているか。	平26府令39第14条第1項 市確認条例第14条	法定代理受領により受けた施設型給付費の額を、支給認定保護者に対し通知していない。	B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評 価 区 分
9 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）	<p>(1) 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>自己評価を行い、改善を図っているか。</p> <p>学校関係者評価、第三者評価を公表し、改善を図るよう努めているか。</p>	<p>市確認条例第 16 条</p> <p>市確認条例第 16 条第 2 項</p>	<p>自己評価を行い、改善を図っていない。 自己評価やそれに伴う改善が不十分である。 (努力義務)</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>—</p>
10 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	<p>支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p>	<p>不正受給について市に通知しているか。</p>	<p>市確認条例第 19 条</p>	<p>偽りその他不正な行為によって支給を受けた又は受けようとした場合は、遅滞なく意見を付して市に通知していない。</p> <p>市に対する通知が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
11 運営規程の策定	<p>特定教育・保育施設は、次の①から⑪に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>①施設の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する特定教育・保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④特定教育・保育の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この④において同じ。）及び時間、提供を行わない日</p> <p>⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>⑥学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>⑦施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む。）</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他施設の運営に関する重要事項</p>	<p>重要事項に関する規程を定めているか。</p>	<p>市確認条例第 20 条</p>	<p>運営規程を定めていない。</p> <p>運営規定が一部不適正である（実情と一致していない場合を含む）。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
12 勤務体制の確保等	<p>(1) 支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。</p> <p>(2) 支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。</p> <p>(3) 施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	職員の勤務体制を定めているか。	市確認条例第 21 条第 1 項	職員の勤務体制を定めていない。 職員の勤務体制が不十分である。	C B
		特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育の提供が行われているか。	市確認条例第 21 条第 2 項	特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供していない。	C
		研修の機会が確保されているか。	市確認条例第 21 条第 3 項	研修の機会を確保していない。 研修の機会の確保が不十分である。	C B
13 定員の遵守	年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第 34 条第 5 項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第 24 条第 5 項又は第 6 項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っているか。	市確認条例第 22 条	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っている。	C
14 掲示	特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	重要事項の掲示を行っているか。	市確認条例第 23 条	重要事項の掲示を行っていない。 重要事項の掲示が不十分である。	C B
15 差別の禁止	支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。	差別的な扱いをしていないか。	市確認条例第 24 条	国籍、信条、社会的身分、費用負担によって、差別的な扱いをしている。	C
16 虐待等の禁止	職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	虐待等の行為は行われていないか。	市確認条例第 25 条	職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っている。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
17 秘密保持、個人情報保護	<p>(1) 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>例) 必要な措置・・・規定等の整備・雇用時の取り決め等</p> <p>(3) 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書又は電磁的記録により当該支給認定子どもの保護者の同意を得なければならない。</p>	業務上知り得た秘密は保持されているか。	市確認条例第 27 条第 1 項	正当な理由なく業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らしている。	C
		業務上知り得た秘密は保持されているか。	市確認条例第 27 条第 2 項	子ども又は家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じていない。	C
		個人情報保護に関し保護者の同意を得ているか。	市確認条例第 27 条第 3 項	<p>情報提供をする際、文書により保護者から同意を得ていない。</p> <p>保護者からの同意の取得が不十分である。</p>	C B
18 情報の提供	<p>(1) 特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなつてはならない。</p>	特定教育・保育の内容に関する情報提供を行うよう努めているか。	市確認条例第 28 条第 1 項	利用しようとする保護者に対し、適切に選択できるよう情報の提供を行うよう努めていない。	B
		施設について広告する内容が虚偽又は誇大となっていないか。	市確認条例第 28 条第 2 項	施設について広告する内容が虚偽又は誇大となっている。	C
19 利益供与等の禁止	<p>(1) 利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（(2)において「利用者支援事業者等」という。）、施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	利益供与等は行われていないか。	市確認条例第 29 条第 1 項	利益供与等が行われている。	C
	<p>(2) 利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>	利益収受等は行われていないか。	市確認条例第 29 条第 2 項	利益収受等が行われている。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
20 苦情解決	(1) 特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	苦情解決の窓口の設置等必要な措置を講じているか。	市確認条例第 30 条第 1 項	保護者その他の家族からの苦情に迅速に対応するために、受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。  苦情に関する必要な措置が不十分である。	C  B
	(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	苦情内容等を記録しているか。	市確認条例第 30 条第 2 項	苦情について、その内容等を記録していない。  記録が不十分である。	C  B
	(3) 特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	市が実施する事業へ協力しているか。	市確認条例第 30 条第 3 項	苦情に関して市が実施する事業に協力していない。	B
	(4) 法第 14 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	市への協力とともに、指導又は助言に従い改善を行っているか。	市確認条例第 30 条第 4 項	市への報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じない。  市の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。	C  C
	(5) 市からの求めがあった場合には、(4) の改善の内容を市に報告しなければならない。	市へ報告しているか。	市確認条例第 30 条第 5 項	市が求めた改善内容を市に報告していない。	C
21 地域との連携	(1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	地域との交流に努めているか。	市確認条例第 31 条	地域との交流に努めていない。	B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第4 利用者負担額 の基準 1 利用者負担 の徴収（実費 徴収、上乗せ 徴収を含む）	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。（上乗せ徴収）	・上乗せ徴収について、定められた範囲内で設定されているか。 ・金額の積算根拠が明確か。	市確認条例第13条第3項	上乗せ徴収について、定められた範囲内で設定していない。 上乗せ徴収について、金額の積算根拠がない。 上乗せ徴収について、金額の積算根拠が不明確である。	C C B
	(2) 特定教育・保育施設は、(1)のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。（実費徴収） ① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ 施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	・実費徴収について、該当しない費用の支給を受けていないか。 ・金額の積算根拠が明確か。	市確認条例第13条第4項	実費徴収について、①から⑤以外の費用の支給を受けている。 実費徴収について、金額の積算根拠がない。 実費徴収について、金額の積算根拠が不明確である。	C C B
	(3) 特定教育・保育施設は、利用者負担額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しているか。	領収証を交付しているか。	市確認条例第13条第5項	費用の支払いに対し、領収証を交付していない。 領収書の交付が不十分である。	C B
	(4) 特定教育・保育施設は、(1)及び(2)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、(2)の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得ているか。	使途・額・理由について書面で明らかにするとともに、(2)を除き文書による同意を得ていない。	市確認条例第13条第6項	使途・額・理由について書面で明らかにするとともに、(2)を除き文書による同意を得ていない。 文書による同意が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第5 会計の区分	(1) 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	会計の区分はされているか。	市確認条例第33条	特定教育・保育事業の会計を他の事業会計と区分していない。	C
第6 保育に関する 基準 1 子どもの 心身の状況 の把握	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	子どもの心身の状況などの把握に努めているか。	市確認条例第10条	利用にあたり、子どもの心身の状況などの把握に努めていない。	B
2 小学校等 との連携	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	小学校等との連携に努めているか。	市確認条例第11条	終了にあたり円滑な持続に資するよう、他の機関との密接な連携に努めていない。	B
3 事故発生 時の対応・ 事故の再発 防止	(1) 事故の発生又はその再発を防止するため、次のアからウに定める措置を講じなければならない。 ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備。 イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備。 ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な開催。	アからウに関する措置を講じているか。	市確認条例第32条第1項	アからウに関する措置を講じていない。 措置が不十分である。	C B
	(2) 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	事故発生後の対応について、必要な措置を講じる体制が整備されているか。	市確認条例第32条第2項	速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる体制が整備されていない。	C
	(3) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	事故の状況、処置について記録されているか。	市確認条例第32条第3項	事故の状況及び処置についての記録がない。  事故の状況及び処置についての記録が不十分。	C B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	(4) 特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	損害賠償を速やかに行っているか。	市確認条例第 32 条第 4 項	損害賠償を速やかに行っていない。	C
	(5) 特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	事故防止及び事故発生時の職員の対応について、必要な措置を講じているか。	市確認条例第 18 条	体調の急変時その他必要な場合に速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていない。	C
4 提供する教育・保育の質の向上	(1) 教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めなければならない。	提供する教育・保育の質の向上に努めているか。	法第 33 条第 5 号	質の向上に努めていない。	B
5 教育・保育の提供の記録	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	教育・保育の提供について記録されているか。	市確認条例第 12 条	教育・保育の提供について、必要な事項を記録していない。 記録が不十分である。	C B
6 幼稚園教育要領に則った特定教育・保育の提供	幼稚園は、幼稚園教育要領に基づき、小学校就学前教育子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (以下、幼稚園教育要領の内容を例示。)		市確認条例第 15 条第 1 項第 3 号		
(1)教育課程の役割と編成等	幼稚園においては、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法その他の法令並びに幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した教育課程を編成するものとする。 なお、教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。	教育課程を編成しているか。	幼稚園教育要領第 1 章第 3	教育課程を編成していない。	B
(2)全体的な計画の作成	各幼稚園においては、教育課程を中心に、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。	全体的な計画を作成しているか。	幼稚園教育要領第 1 章第 3 -6	全体的な計画を作成していない。	B
(3)指導計画の作成	指導計画の作成に当たっては、教育課程に基づき、長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。	・長期の指導計画があるか。 (年度計画や月案など) ・短期の指導計画があるか。 (週案や日案など)	幼稚園教育要領第 1 章第 4	長期の指導計画がない。  短期の指導計画がない。	B  B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評 価 区 分
(4)障がいの ある幼児など への指導	障がいのある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通じて全体的な発達を即していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。 また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。	障がいのある幼児などへの指導について、個々の幼児の実態を把握し、個別の指導計画を作成しているか。	幼稚園教育要領第1章第5	障がいのある幼児などへの指導について、指導計画の作成が不十分である。  障がいのある幼児などへの指導について、家庭や関係機関との連携が不十分である。	B  B
(5)教育の体制	ア 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別に事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。  イ 1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達や季節などに適切に配慮するものとする。	39週の教育週数を確保しているか。  4時間の教育時間を確保しているか。	学校教育法施行規則第37条 幼稚園教育要領第1章第3-3(2)、(3)	正当な理由なく教育週数が39週を下っている。  正当な理由なく教育時間が4時間を下っている。	B  B
7 相談及び 援助	特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	相談及び援助を行っているか。	市確認条例第17条	子どもの心身の状況、置かれている環境の的確な把握に努め、保護者に対し、相談に適切に応じ、助言その他援助を行っていない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評 価 区 分
第7 記録の整備	(1) 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	市確認条例第34条第1項	職員、設備に関する諸記録を整備していない。	C
				記録の内容が不十分である。	B
	(2) 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる①から⑤の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。		平26府令39第34条第2項 市確認条例第35条第2項		
	①「提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録」(再掲)	教育・保育の提供について記録されているか。(再掲)		教育・保育の提供について、必要な事項を記録していない。(再掲)  記録が不十分である。(再掲)	C  B
	②「特定教育・保育の提供に当たっての計画」	特定教育・保育の提供に当たっての計画の記録があるか。		特定教育・保育の提供に当たっての計画の記録がない。  記録が不十分である。	C  B
	③「市への通知に係る記録」	市への通知に係る記録を整備しているか。		市への通知に係る記録が整備されていない。  市への通知に係る記録が不十分である。	C  B
	④「苦情の内容等の記録」(再掲)	苦情内容等を記録しているか。(再掲)		苦情内容等を記録していない。(再掲)  記録が不十分である。(再掲)	C  B
	⑤「事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録」(再掲)	事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録があるか。(再掲)		事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録がない。(再掲)  記録が不十分である。(再掲)	C  B
		その完結の日から5年間保存しているか。		その完結の日から5年間保存していない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第8 公定価格に関すること。 1 基本分単価	<p>(1) 基本分単価に含まれる職員構成を充足すること。 (基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおり。)</p> <p>ア 園長 イ 教員（教諭等） 必要職員数は以下の a と b を合計した数。</p> <p>a 年齢別配置基準 4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満3歳児 20人につき1人 ※ここでいう「教員（教諭等）」とは、幼稚園教諭免許状を有する者をいうこと（なお、副園長及び教頭については、この限りでない。）。 ※確認に当たっては以下の算式によること。 {4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位は切り捨て））} + {3歳児及び満3歳児数×1/20（同）} = 配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）</p> <p>b 学級編制調整加配 1号認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設に1人</p> <p>ウ その他 a 事務職員及び非常勤事務職員 ※園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置不要。 b 学校医、学校歯科医、学校薬剤師 ※嘱託等で可</p>	<p>・基本分単価に含まれる職員構成を充足しているか。</p> <p>・学校医の就任承諾書（嘱託契約書）等がとられているか。</p>	留意事項通知第4、別紙1	<p>基本分単価に含まれる職員構成を充足していない。</p> <p>学校医、学校歯科医、学校薬剤師の就任承諾書（嘱託契約書）等がとられていない。</p>	C  B
2 加算	<p>(1) 取得している加算の要件を満たしていること。 ※各加算の要件は留意事項通知を確認のこと。</p>	取得している加算の要件を満たしているか。	留意事項通知第4、別紙1	取得している加算の要件を満たしていない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第9 その他	(1) 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること。	子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底しているか。	・(R3.8.25 事務連絡) 保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について (R4.9.6 再周知あり) ・(R4.11.14 事務連絡) こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について	実施していない 実施しているが内容が不十分	C B
	(2) 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替えにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。	場面の切り替えにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底しているか。	(R3.8.25 事務連絡) 保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について (R4.9.6 再周知あり)	実施していない 実施しているが内容が不十分	C B
	(3) 園外活動時も含め、保育活動時は常に園児の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、見失うことなどがないよう留意すること。また、不在の園児に気付いた際には、早急にその所在の探索を行うように対応すること。	保育活動時は常に園児の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、見失うことなどがないよう留意しているか。また、不在の園児に気付いた際には、早急にその所在の探索を行うように対応しているか。	(R4.4.11 事務連絡) 保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について	実施していない 実施しているが内容が不十分	C B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第9 その他	<p>(4) 送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から以下のような対応をすること。</p> <p>(日々の運行に係る留意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通園バス車両の日常点検や法定点検等の安全点検を行うこと</li> <li>2 運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員が添乗すること</li> <li>3 子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること</li> <li>4 事故・災害発生時の対応について、フロー図やマニュアル等を作成し、職員間で共有し施設内や通園バス車両に備えること(項目例:児童の安全確保、警察・消防への連絡、園・保護者への連絡等)</li> <li>5 運行日誌を備え、運行管理状況を記録すること(運行前の留意事項)</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設が保有する車両を使用して送迎を行う場合、道路運送法に基づく有償運送許可申請を行うこと</li> <li>2 利用申込保護者に対し必要な項目(施設と保護者が自主的に行う私的契約であることや実費徴収額の内訳等)について書面を交付のうえ、書面により同意を得ること</li> <li>3 送迎コースと所要時間を定め、職員間で共有するとともに、保護者に対し書面により事前に説明すること</li> <li>4 予め乗車名簿や座席表を作成し、添乗職員だけでなく、施設の職員間で共有すること</li> <li>5 重大事故防止のため、日々の送迎のなかで発生したヒヤリ・ハット事案を記録し、園内研修等で共有し、原因分析・整理を行うこと</li> </ol>	送迎バス運行に当たり、事故防止に努める観点からの対応をしているか。	<p>(R3.8.25 事務連絡) 保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について (R4.9.6 再周知あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設等における通園バスに係る安全管理の留意事項について (兵庫県こども政策課作成)</li> <li>・こどものバス送迎・安全徹底マニュアル (R4.10.12 内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省)</li> <li>・(R4.11.14 事務連絡) こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について</li> </ul>	<p>実施していない</p> <p>実施しているが内容が不十分</p>	<p>C</p> <p>B</p>